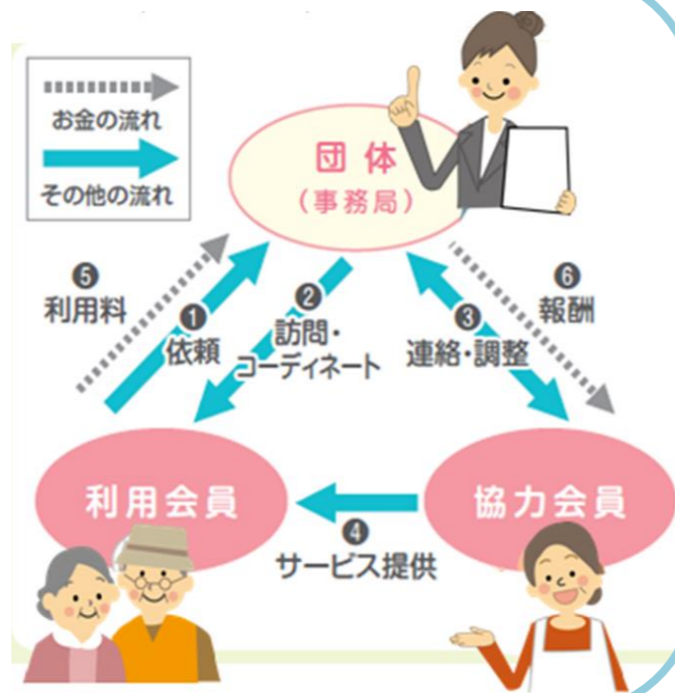


## 〈仕組み〉

利用する側の遠慮などを避けるため、サービスを提供する際には、利用会員が利用料を負担し、協力会員に支払うという仕組みを取っています。

また、サービスを利用する人（利用会員）と活動する人（協力会員）の双方が会費を支払う（会員制）形で運営している団体も多くあります。利用料や会費等は各団体により、異なります。



## 住民参加型在宅福祉サービス団体

### ● 市内で活動している団体を紹介します ●

住民参加型在宅福祉サービス団体とは

「自分たちの住むまちを自分たちの手で住み続けられるようにしたい!」という住民の思いを形にした住民自身による地域福祉活動です。

サービスを利用する人も提供する人も同じ地域に住む住民同士。みんなで互いに助け合っていこうという趣旨で行われ、在宅福祉サービスを訪問型において、実施しています。

〈活動の特徴〉

- ・制度にとらわれない、地域でのあたりまえの暮らしを支える活動
- ・“助けられたり、助けたり”の支え合いの活動
- ・「ここでずっと暮らしたい!」と思えるまちづくりを目指す活動
- ・多様な運営主体による活動

「住民相互型」、「社協運営型」、「生協型」、「農協型」、「NPO法人」など様々です。

## 〈活動者募集!〉

○こんなきっかけで始めました

- ・子どもが学校へ行っている間に、何かしたいな…
- ・子育てが少し落ち着いてきたので、社会に参加したい!
- ・退職後、時間に余裕があるなあ…



○メッセージ

- ・「自分って、人が好きだったんだ〜」、「人と関わるのが楽しい」と新たな自分を発見できました!
- ・いつでもやめられると思って始めたけど…自分を必要とされている事を感じています!
- ・人助けと思って始めましたが、自分が一番元気をもらっています!



〜一緒に始めてみませんか? あなたの力をお待ちしています!〜

♪問合せや詳細は、直接各団体へお問い合わせください。

住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会 事務局

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会 地域福祉課

〒330-0061 さいたま市浦和区常盤9-30-22 浦和ふれあい館内

電話 048-834-3133 FAX 048-835-1222



発行 社会福祉法人

さいたま市社会福祉協議会

